



今回は、年末調整の時に話題になる住民税について、特に特別徴収と普通徴収のしくみについて詳しく説明します。その他、タワマン節税について少しだけ動きがあったので紹介します。最後に、私がSEの頃から研究しているGTDについて、ごくごく簡単に紹介しますので、是非知って下さい(^^;)。

<今回の内容>

1. 従業員の住民税ってどんな仕組みになっているの?P.1
2. タワマンションを活用した節税について(継続審査中です)P.3
3. GTDを始めよう! .P.4

平成28年12月1日発行

第 22号

いっきに冬めいてきました(>_<)。

住民税の仕組みについて

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

従業員の住民税ってどんな仕組みになっているの？

■ 年末調整のシーズンに入り、毎年クライアントから質問を受ける住民税について、しっかり理解していただこうと思ってまとめてみました。内容が細かいですが、従業員にとってとても大切な内容ですので、一度全体像を理解していただくために、しっかり読んで下さい。

■ 住民税って？

住民税は、市町村民税(東京23区は特別区民税)と道府県民税(東京23区は都民税)の総称で、その地域に住んでいる人たちが負担する税金のことです。

納められた税金は、市区町村と都道府県の運営・行政サービスの提供の財源になっています。

つまり住民税は、「ただ払うだけのものではなく私たちの暮らしに還元されているもの」と言えますね！ちなみに、市町村の収入の大半は住民税とも言われていて、市町村が建てた施設や私たちが普段当たり前のように利用している道路や公園の維持管理などはみんな住民税から支払われているということになります。

きれいな街に住めているのも、住民税をみんなが払っているからなのです♪

■ 納税義務の対象となる人

住民税という税の性質上、基本的に全員に納税義務があります。

詳しく言うと「1月1日時点で市区町村に住所がある人」やが対象です。

途中で引っ越ししても、旧住所を基に納付することになっています。例えば一年間の間に、はじめA市に住んでいて、B市に移住、そののちにC市に移住したからといって、A市・B市・C市全てに住民税を支払わなければならないということはありません。あくまでも「1月1日に住んでいた場所」に支払うことになっています。

住んだところ全部に住民税を支払わなければならないとしたら…安易に引っ越しなんて怖くてできませんよね！

■ 住民税の計算方法

各市区町村によって金額に違いはありますが、定められた金額を一律で支払う「均等割」と、「所得割」を合算した金額が住民税額です。

所得割の計算方法は、

$(前年の所得金額 - 所得控除額) \times 10\% - 税額控除額$ で所得割の金額を算出します。

ここは計算が難しいのでさらっといきましょう。

■ 住民税の納付方法

住民税の納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

○特別徴収

特別徴収とは、給与や公的年金を支払う事業者が、個人に代わり毎月の給与や公的年金から差し引いて(天引きして)税金を納める方法です。

ちなみに、給与所得者(会社員)は特別徴収での納税が原則になっていますが、確定申告をしている場合に申告書の「住民税を自分で納付する」にチェックを入れていると、普通徴収の対象になることもできます。

○普通徴収

納税者本人が直接金融機関等で税金を納める方法です。

毎年6月に市区町村から送られる「納税通知書」(納付書)を使用し、6月・8月・10月・1月の年4回に分けて納付します。

	特別徴収	普通徴収
納付回数	年12回に分けて納付 ⇒1回ごとの支払の負担額が少なくて済む	年4回(6月、8月、10月、1月)に分けて納付 ⇒1回で支払う負担額が大きくなる
納付方法	給与から天引きのため、自ら納付することはない	納付書を使用し自ら納める必要がある

特別徴収を行っていない人、自営業者、公的年金所得者(国民年金・厚生年金・共済年金を受給している人)など、給与所得者以外の人で収入がある人が普通徴収の対象になります。

退職者(会社を辞めた人)も普通徴収の対象となりますことがあります。

退職者については後ほど詳しく見ていきましょう♪

■ 特別徴収と普通徴収の違い

比べてみると、普通徴収のほうがやや手間がかかることが分かりますね。

当然ですが、どちらの納付方法でも結果的に納める税金は変わりません。ただ、サラリーマンでも普通徴収を選ぶことができましたが、市区町村からの要請が年々きつくなっていて、原則は特別徴収を選択するように、強く言わ

れるようになりました。

■ 退職したら、住民税はどうなるの？

退職者の住民税の納付方法は、大きく分けて次の3パターンあります。

- 最後の給与で一括納付する
退職した月によって一括納付する額が変わります。1年分を給与で相殺することもできます。
- 転職先で納付する
転職先で特別徴収を継続することができます。
- 普通徴収で納付する
退職する際に会社に普通徴収で住民税を納付することを伝え、後日、市区町村から送られてきた納付書を使用して納付します。

この3パターンについて、具体的なケースを見てみましょう。

■ 一番簡単なのが、退職する際、もう残りの住民税分をまとめてA社で給与から支払ってもらおう！これが上記の1.のパターンです。しかし、この場合においても、市区町村は山田さんが退職することは基本的には知らないわけですから、いきなり残りの9万円が納付されると「あれ？これって払いすぎてるんじゃない？」となり、還付手続きを進めることになってしまいます。

それを事前に防ぐためにも、やっぱりA社は市区町村に対して、「山田さん、もううちの会社辞めるから、残りの住民税は一括で払うからね！」と伝えなければいけません。

■ もし、A社が市区町村に対して「山田さんはうちの会社を辞めて、〇〇商店へ転職しましたよー。」と、転職先まで伝えておいてくれれば、自動的に、今度は転職先である〇〇商店へ向けて特別徴収のお知らせが市区町村からいくようになっていきます。

逆に言えば、転職先である〇〇商店で今後も特別徴収の継続を希望するならば、A社がその旨を市区町村に伝えていない限りは、〇〇商店が市区町村に対して、山田さんが新たに入社して特別徴収になる旨を



伝えなければなりませんね。一般的には、転職先まで伝えるケースは稀なので、山田さんは特別徴収を継続したい旨を〇〇商店にあらかじめ伝える必要があり、〇〇商店は市区町村にその旨を伝える必要がある、と考えていいと思います。

このようにして今後も特別徴収を継続するのが、上記の2のパターンです。

■ 例えば、山田さんがA社に勤務していて、このたびA社を退職することになったとします。今まで、山田さんは特別徴収によって、給与天引きでA社から住民税の納付をしてもらっていましたよね。一月1万円、年12万円の住民税を納付することになっていたとしましょう。山田さんはすでに会社を通じて、3万円の納付を済ませています、あと9万円の残りが残っている状態だとします。

ここで気を付けておきたいことがあります。

何も伝えなければ、山田さんが退職したことを市区町村は知らないままなのです！なので、市区町村としては、従来通り、納付義務があるA社に対して「住民税払ってね」「あれ、残りの9万円まだ払ってないですよ。払ってくださいーい！」と督促をすることになります。もちろん、それを無視したら延滞金がかかってしまいます。

A社からしてみたら「でも、山田さんはもう退職してここにいないのに…」という事態になってしまいますね。

そのため、A社としては、山田さんが退職した旨を、住民税を納付する市区町村にお知らせする必要があります。

その際、単に「山田さん、もううちの会社辞めましたよー。」ということのみを伝えると、市区町村は特別徴収から普通徴収に切り替えて、残りの金額について納付書を山田さんに送付することになります。

これが上記の3のパターンです。

■ 入社した人の住民税、どうしたらいい？

こちらについても例にして考えてみましょう♪

山田さんはA社に入社したとします。

山田さんが入社したことは、何も言わなければ当然、市区町村は知らないままです。

ですから、山田さんが普通徴収で住民税を納め続けたい場合は、何も手続きを行わなければ、従来通り納付書を利用して住民税を納めることとなります。

逆に言うと、山田さんが入社にあたって住民税の特別徴収を希望する場合には、A社は市区町村に対して「山田さんが入社したので、特別徴収にしてくださいね！」と伝えなければいけないということですね。

■ まとめ

住民税は、用途に制限のない一般税として、市区町村と都道府県の収入の多くを占めている税金です。

最初にも触れましたが、市区町村の収入の大半は住民税だとも言われています。

私たちの生活のごく身近なところで、住んでいる街をより快適に・より良くするために使われているのが住民税です。

また、ここ数年来話題になっているふるさと納税も活用して、本当に応援したい市区町村に(実質的に)納税することもできます！自分が稼いだお金ですから、有効に使ってもらいたいですよ。

どうせ住民税を払うなら、今住んでいる街がより住みやすい街になることを願って納めたいものですね(^_^)b。

タワーマンションを活用した節税について(継続審査中です)

■ 「タワマン節税」という言葉は、テレビで見たり聞いたりしたことがあると思います。

ニュースレターでも、今年の3月号で簡単に解説させていただきました。

今回、固定資産税については見直しが行われましたので、この辺りについて少し動きがありましたので、お知らせします。

通常、マンションの固定資産税は、

(1)一棟の固定資産税評価額を算定

(2)(1)に基づいて、一棟全体の固定資産税総額を決定

(3)(2)の総額を各所有者の「専有面積」に応じて按分
と言う流れで決定します。

そして、ここからさらに、

(4)(3)の税額按分について、一定のルールで補正する

この(4)の補正については、これまでもありましたが、平成30年以降に建てられる概ね20階以上の建物については、タワーマンション特有の、上の階になればあがる時価についても補正の要素に含まれるようです。

■ ただ、これは最近話題になっているタワマン節税問題の根本的な解決にはなりません。

上の流れを見ても分かるとおり、(1)については、通常通りですので、固定資産税の評価額については変更はありません。

相続税の評価については、今年の3月に軽く説明したよ

うに、引き続き「財産評価基本通達」で見直しを行う予定になっています。

毎年12月に発表される税制大綱に、何らかの方針が記載される可能性が高いので、また新しいことが分かり次第第二ニュースレターでも紹介していきますね(^-^)



GTDを始めよう！

■ GTDという言葉を知っていますか？

GTDとはGetting Things Doneの略で、Life Hacksの教祖とも言われるDavid Allenが提唱する、ストレスフリーな仕事術だと言われています。

GTDには、全ての物事を「把握」「見極め」「整理」「更新」「選択」の5つの段階を通じて、常に最適な方法でやるべきことを選択しながら、仕事を進めていく考え方は、

…と一言で書いても、さっぱりわかりませんね。

GTDの概念は抽象的で、一見かなり難しく感じます。

しかしながら、GTDを実践することで、

頭の中が常に整理された状態で、目の前にあるタスクをこなしていくだけで、自分が目指すゴールが達成できる

と言われています。

もちろん、一朝一夕に到達はできませんが、それでも、確実に日々そのゴールへ近づいていきます。

そして、実際にやることはものすごく単純で、場所や道具も選びません。

そのため、一度身についてしまうと、全ての生活シーンで活用することができます。

さらには、近年ではスマホなどのITツールを活用することで、より簡単に身につけることができます。

これまで、事務所内でセミナーを開催していましたが、参加者していただいた方には楽しく理解していただきました(^-^)

また、セミナーを企画したらホームページやFacebookで募集しますので、しばらくお待ち下さい。



『全面改訂版「はじめてのGTD ストレスフリーの整理術」』(二見書房)



税務会計 事務所
行政書士

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL: 06-6316-3755・FAX: 06-6316-3756

MAIL: info@office-emp.com

Web: http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務申告・相談・記帳代行
- 税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

